

令和8年 7月30日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名及び数量 別紙数量内訳書のとおり
- 2 履行期限 令和8年9月14日（月）
- 3 作業場所 関東森林管理局 東京事務所
（東京都江東区東陽6-1-42）
- 4 見積書等提出
期限及び場所 期限 令和8年8月17日（月） 午後3時00分まで
場所 関東森林管理局 経理課 企画係
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25
※郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類 (1) 見積書
・消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付を記入してください。
・宛名は、「支出負担行為担当官 関東森林管理局長」としてください。
(2) 下記8(1)の資格が確認できる書類
(3) 下記8(2)の実績が確認できる書類（契約書写し等）
※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「**東京事務所庁舎エアコン分解洗浄 見積書在中**」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日
- 7 契約条件等 別紙「契約条件書」のとおり
- 8 必要な資格等 (1) 令和7年・8年・9年度の全省庁統一資格において、「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」に登録され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(2) 過去に同種事業の実績がある者であること。
- 9 その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。
(2) 見積書を提出した場合は、「契約条件書」を承諾したものとみなします。
なお、本契約に係る契約書の作成は省略します。

担当：関東森林管理局 東京事務所
連絡調整官
tel：03-3699-2512

令和8年度

件名 東京事務所庁舎エアコン分解洗浄

数量内訳書

作業場所 関東森林管理局 東京事務所

番号	名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	エアコン分解洗浄	三菱電機:PC-RP80KA18	2	台			
2	エアコン分解洗浄	三菱電機:MPC-RP112GA	1	台			
3	エアコン分解洗浄	三菱電機:MPC-RP80GA	2	台			
4	エアコン分解洗浄	三菱電機:MPC-RP71GA	2	台			
5	エアコン分解洗浄	三菱電機:MSZ-ZXV28P-W	1	台			
6	エアコン分解洗浄	三菱電機:MSZ-ZXV22P-W	1	台			
	小計						
	消費税						
	合計						

契 約 条 件 書

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 この役務に使用する部品で、甲が要求した場合には、あらかじめ甲の検査を受け、合格したものとする。
- 3 外面から明視できない箇所の役務で、甲が要求した場合には、甲の立会のうえ施行する。
- 4 役務の過程において、変更又は追加しなければならない箇所が発見されたときは、ただちに甲に通知してその指示を受ける。
- 5 乙は役務期間中、役務物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。乙の責に帰する事由により役務物件が滅失、き損その他損害を生じたときは、甲の指示に従いこれを修復し、又は損害を賠償するものとする。
- 6 乙は役務を終了したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引き渡し完了とする。

甲は完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 7 検査に不合格の箇所があったときは、契約期限内又は甲の指定した期限内に修復し、再検査を受ける。この場合前項の条件を適用する。
- 8 乙は期限までに役務を完了できないときは、すみやかに役務期限の延長を申し出るものとする。
- 9 乙は天災その他不可抗力による場合のほか役務期限までに完了できないときは遅延日数に応じ、契約金額に対し年3.0%の遅延違約金を請求することができる。
- 10 乙は引き渡しを完了したときは、代金の支払いを請求することができる。
- 11 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 12 役務完了箇所にかしがあった場合又はこれによって生じたき損、損害については、役務完了後1年以内又は甲の指示に従い、これを補修し、又は損害額を負担するものとする。
- 13 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 14 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。